

国際宅配便約款

国官参物第二百二十六号認可年月日令和二年一月二十三日

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 運送の引受け（第3条～第12条）
- 第3章 貨物の引渡し（第13条～第16条）
- 第4章 責任（第17条～第26条）

第1章 総則

- 第1条 本約款はヤマト運輸株式会社（「国際宅配便サービス」）「国際宅急便（国際パーセルサービス）」に適用されるものとします。
- 第2条 このサービスは、航空運送事業者（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業者を営業者をいいます。）が行う貨物の国際運送（又は当該運送を利用して貨物利用運送事業者が行う貨物の国際運送）に係る第2種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する事業をいいます。）として提供されるものです。
- 第3条 荷送人は本約款及びこれに基づいて定められた規定に同意したものとします。
- 第4条 本約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によりします。
- 第5条 会社は、貨物利用運送事業法を含んだあらゆる法令等に反しない範囲で、特約に応じることがあります。

第2条 「国際宅配便サービス」

- 第2条 「国際宅配便サービス」（以下「国際宅急便」）「国際パーセルサービス」といいます。）とは、荷送人から荷受人までのドア・ツー・ドア運送又は運送の引受け若しくは手配及びそれに付随する付帯業務を「通し運賃料金」で行うことをいいます。
- 第3条 「国際宅配便貨物」とは、本約款の規定に基づき会社により、「荷送人」から、一時に、一箇所で委託され一口として扱われ、一宛先地の「荷受人」に宛て、一通の運送状で運送される「個の小貨物（以下「貨物」といいます。）をいいます。
- 第4条 「国際宅配便運送状」とは、荷送人により又は荷送人に代わって作成される書類で、「国際宅急便」の間の契約を証するもの（以下「運送状」といいます。）をいいます。
- 第5条 「荷送人」とは、貨物の運送に関して会社と契約を締結した当事者として、運送状にその氏名又は名称が記載されている者をいいます。
- 第6条 「荷受人」とは、会社が貨物を引渡すべき者として、運送状にその氏名又は名称が記載されている者をいいます。
- 第7条 「運送人等」とは、会社がその運送のために使用する運送事業者及びその使用人をいいます。
- 第8条 「約款」とは、次のいずれかのうち、適用になるものをいいます。
 - 1 1929年10月12日ワルソーで署名された「国際航空運送についての規則の統一に関する条約（ワルソー条約）」をいいます。
 - 2 1955年9月28日ヘーグで署名された「1955年10月1日ヘーグで改正されたワルソー条約（「改正ワルソー条約」といいます。）をいいます。
 - 3 1975年9月25日モントリオールで署名された「1975年10月1日モントリオールで改正されたワルソー条約」をいいます。
 - 4 「1955年9月28日モントリオールで署名された「1999年5月28日モントリオールで改正されたワルソー条約」（以下「ワルソー条約」といいます。）をいいます。
 - 5 「S.D.R.」とは、国際通貨基金の定める特別引出権（スペシャルドローイングライイト/S.D.R.）をいいます。

第2章 運送の引受け

- 第3条 荷送人が貨物の運送を委託するときは、荷送人は貨物1口ごとに運送状を作成するものとします。
- 第4条 運送状の作成は、荷送人の依頼により、会社が代わって行うことができますが、記載内容についての責任は荷送人にあるものとします。
- 第5条 運送状の必要記載事項は以下の各号のとおりです。
 - (1) 荷送人の氏名・住所・電話番号
 - (2) 荷受人の氏名・住所・電話番号
 - (3) 貨物の明細 (Description)
 - (4) 荷送人の署名・年月日
 - (5) 申告価格
 - (6) 個数・重量・サイズ区分
 - (7) その他会社が必要とする記載事項
- 第6条 荷送人は、通関手続に必要とされる場合は、貨物内容に基づき、貨物1口ごとに、通関用送り状（インボイス）を作成し、会社に交付しなければなりません。
- 第7条 荷送人は通関のための通関用送り状（インボイス）の記載及び申告事項が真実かつ正確であることを保証し、もし虚偽の又は不正確な記述を行った場合、没収、競売を含む民事罰及び刑事罰を科される場合があることを了解した時点で、会社は通関を行う代理人として委任されたもの（以下「通関手続」）をいいます。
- 第8条 会社は、必要ありと認めた場合、必要な事項について貨物の内容を点検することがあります。

第3章 貨物の引渡し

- 第9条 会社は、以下の各号に掲げる貨物について、(1) 貨物1口につき、重量が25キログラムを超えるもの、(2) 貨物1口につき、縦・横・高さの合計が160センチメートルを超えるもの、(3) 貨物が以下に掲げる物品に該当する場合、一 金・銀・白金その他の貴金属、ダイヤモンドを含む宝石及び半宝石、各国の通貨（紙幣、硬貨）、あらゆる種類の宝飾品、その他の貴重品、(4) 有価証券類、(5) 信書又は現行法で信書と定義された通信手段、(6) 動物、(7) 変敗しやすいもの、(8) 火器用爆薬並びに火器、(9) 圧縮ガス、(10) 引火性液体及び固体、可燃性固体、(11) 窒息性物質、(12) 水銀、(13) 酸その他の腐敗性物質、全ての塩基及び酸化剤、(14) 毒性物質、(15) 危険物品と定義されるもの（ICAO危険物品規則及びIATA危険物品規則による）、(16) 再発行が困難な受取票、パスポート、車検証、(17) 再生不可能な原稿、原図、テープ、フィルム、(18) クレジットカード、キャッシュカード等のカード類、(19) 腕時計、(20) 銃砲刀剣類、(21) 麻薬類、(22) 不潔な物品等他の貨物に損害を及ぼすおそれのあるもの、(23) お序良俗に反するもの、(24) 複数の個人情報が入ったもの、(25) 法廷運送禁止品目、(26) 通過国を含む輸出国、州、地方自治体、連邦政府の法令によりその輸送、輸出及び輸入等が禁止され、又は制限されている貨物、(27) 三十 会社不適当と認められたもの、(28) 荷送人は、会社が本約款に基づき貨物の引受け拒絶、運送の中止、停止、若しくは貨物の返還を行ったことにより会社が負担した合理的な範囲内の費用及び経費（保管費を含むものとします）、会社が蒙った損失、税金及び関税等の会社が負担した費用について支払う義務があります。
- 第10条 運賃料金は、第2条第1項に記載する「通し運賃料金」とし、その明細は会社が定める料金表によりします。なお、「通し運賃料金」には、発着地集配料、通関料、運賃、取扱手数料等を含みます。
- 第11条 前項の運賃料金には、関税、国内消費税、付加価値税、供託金、罰金、課徴金、その他の負担金を含まれません。荷受人は直ちに会社にその全額を支払うものとします。
- 第12条 会社が、荷送人又は荷受人の依頼に基づき通常の範囲を超える手続又は作業の提供をした場合は、その費用及び負担金は、依頼人の荷送人又は荷受人が負担するものとします。
- 第13条 荷送人が負担すべき金額を支払わない場合は、荷受人が負担するものとします。
- 第14条 料金は、航空運賃の改訂、その他の経済変動等により改訂することがあります。
- 第15条 (運賃料金の支払い) (1) 元払いの場合、荷送人が運賃料金を支払い、配達先の国の関税、税金（該当する場合）は荷受人が支払います。

第4章 責任

- 第16条 会社は、前条第1項に対する指図が無い場合、その指図を求めた日から30日を経過した日まで貨物を保管するものとし、かかる費用を支払うものとします。
- 第17条 会社は、本約款により、荷送人と締結した運送契約に基づいて生じた全ての費用の支払いがなされるまで、当該荷送人との運送契約によって会社が占有する荷送人の貨物の引渡しを拒絶することができます。
- 第18条 (留置権の行使) 会社は、運賃・料金、立替金、その他本約款に基づいて発生する全ての費用の回収のため、貨物に対し留置権を有するものとし、かかる費用の支払いがなされるまで、当該貨物の引渡しを拒絶できるといいます。
- 第19条 会社は、本約款により、荷送人と締結した運送契約に基づいて生じた全ての費用の支払いがなされるまで、当該荷送人との運送契約によって会社が占有する荷送人の貨物の引渡しを拒絶することができます。
- 第20条 (責任) 会社の責任は次のとおりとします。ただし、本約款の他の適用法令に別段の定めがある場合、本約款の規定がその法令の適用に優先するものとします。
- 第21条 (責任) 会社は、前条第1項に規定する指図が無く、かつ、荷送人が貨物の受取りを拒んだとき、又はその他の理由により、貨物の引渡しができないときは、遅滞なく、荷送人に相当の期間を定め、貨物の処分につき、指図を求めるといいます。
- 第22条 (責任) 前項の規定する指図の請求及びその指図に従って行つた処分を要した費用は荷送人の負担とします。
- 第23条 (責任) 荷送人が貨物の引渡しを拒絶して、その結果発生した損害を賠償する責任を負うものとします。
- 第24条 (責任) 荷送人が、前項の規定する指図を求めたにもかかわらず、荷送人が貨物の引渡しを拒絶し、その結果発生した損害を賠償する責任を負うものとします。
- 第25条 (責任) 荷送人が、前項の規定する指図を求めたにもかかわらず、荷送人が貨物の引渡しを拒絶し、その結果発生した損害を賠償する責任を負うものとします。
- 第26条 (責任) 荷送人が、前項の規定する指図を求めたにもかかわらず、荷送人が貨物の引渡しを拒絶し、その結果発生した損害を賠償する責任を負うものとします。

第5章 運送の拒絶

- 第27条 会社は、次の場合には運送の引受けを拒絶することができます。
 - (1) 運送の申込みが、本約款によらないものであるとき、
 - (2) 荷送人が運送状又は通関用送り状（インボイス）

渡しを受けてくれる者）に、貨物の引渡しをすることができないものとします。

- (3) 運送状、通関用送り状（インボイス）又は申告事項等が虚偽若しくは正確でないとき、
- (4) 運送に適する設備がないとき、
- (5) 荷造りが運送に適さないとき、
- (6) 運送に関し、荷送人から特別な負担を求められないとき、
- (7) 天災その他やむを得ない事情があるとき、
- (8) 引受けの制限等

第9条 (引受けの制限等)

- 第9条 会社は、以下の各号に掲げる貨物について、(1) 貨物1口につき、重量が25キログラムを超えるもの、(2) 貨物1口につき、縦・横・高さの合計が160センチメートルを超えるもの、(3) 貨物が以下に掲げる物品に該当する場合、一 金・銀・白金その他の貴金属、ダイヤモンドを含む宝石及び半宝石、各国の通貨（紙幣、硬貨）、あらゆる種類の宝飾品、その他の貴重品、(4) 有価証券類、(5) 信書又は現行法で信書と定義された通信手段、(6) 動物、(7) 変敗しやすいもの、(8) 火器用爆薬並びに火器、(9) 圧縮ガス、(10) 引火性液体及び固体、可燃性固体、(11) 窒息性物質、(12) 水銀、(13) 酸その他の腐敗性物質、全ての塩基及び酸化剤、(14) 毒性物質、(15) 危険物品と定義されるもの（ICAO危険物品規則及びIATA危険物品規則による）、(16) 再発行が困難な受取票、パスポート、車検証、(17) 再生不可能な原稿、原図、テープ、フィルム、(18) クレジットカード、キャッシュカード等のカード類、(19) 腕時計、(20) 銃砲刀剣類、(21) 麻薬類、(22) 不潔な物品等他の貨物に損害を及ぼすおそれのあるもの、(23) お序良俗に反するもの、(24) 複数の個人情報が入ったもの、(25) 法廷運送禁止品目、(26) 通過国を含む輸出国、州、地方自治体、連邦政府の法令によりその輸送、輸出及び輸入等が禁止され、又は制限されている貨物、(27) 三十 会社不適当と認められたもの、(28) 荷送人は、会社が本約款に基づき貨物の引受け拒絶、運送の中止、停止、若しくは貨物の返還を行ったことにより会社が負担した合理的な範囲内の費用及び経費（保管費を含むものとします）、会社が蒙った損失、税金及び関税等の会社が負担した費用について支払う義務があります。
- 第10条 運賃料金は、第2条第1項に記載する「通し運賃料金」とし、その明細は会社が定める料金表によりします。なお、「通し運賃料金」には、発着地集配料、通関料、運賃、取扱手数料等を含みます。
- 第11条 前項の運賃料金には、関税、国内消費税、付加価値税、供託金、罰金、課徴金、その他の負担金を含まれません。荷受人は直ちに会社にその全額を支払うものとします。
- 第12条 会社が、荷送人又は荷受人の依頼に基づき通常の範囲を超える手続又は作業の提供をした場合は、その費用及び負担金は、依頼人の荷送人又は荷受人が負担するものとします。
- 第13条 荷送人が負担すべき金額を支払わない場合は、荷受人が負担するものとします。
- 第14条 料金は、航空運賃の改訂、その他の経済変動等により改訂することがあります。
- 第15条 (運賃料金の支払い) (1) 元払いの場合、荷送人が運賃料金を支払い、配達先の国の関税、税金（該当する場合）は荷受人が支払います。

第10条 (運賃料金の支払い)

- (1) 元払いの場合、荷送人が運賃料金を支払い、配達先の国の関税、税金（該当する場合）は荷受人が支払います。
- (2) 前項の規定にかかわらず、運賃料金を、関税等を請求する方法もあるものとします。ただし、事前の会社の承認を必要とします。
- (3) 荷送人または他の第三者が支払うこと、荷受人が支払う義務を負うものとします。
- (4) 会社が何らかの税金、関税又は課徴金を荷送人に請求するときは、荷送人がその全額を支払うこと、かつ会社が要求のあった金額を返すことを請求するものとします。
- (5) 荷送人が支払う義務を負うものとします。
- (6) 荷送人が支払う義務を負うものとします。
- (7) 荷送人が支払う義務を負うものとします。
- (8) 荷送人が支払う義務を負うものとします。
- (9) 荷送人が支払う義務を負うものとします。
- (10) 荷送人が支払う義務を負うものとします。

第11条 (運賃料金の支払い)

- (1) 元払いの場合、荷送人が運賃料金を支払い、配達先の国の関税、税金（該当する場合）は荷受人が支払います。
- (2) 前項の規定にかかわらず、運賃料金を、関税等を請求する方法もあるものとします。ただし、事前の会社の承認を必要とします。
- (3) 荷送人または他の第三者が支払うこと、荷受人が支払う義務を負うものとします。
- (4) 会社が何らかの税金、関税又は課徴金を荷送人に請求するときは、荷送人がその全額を支払うこと、かつ会社が要求のあった金額を返すことを請求するものとします。
- (5) 荷送人が支払う義務を負うものとします。
- (6) 荷送人が支払う義務を負うものとします。
- (7) 荷送人が支払う義務を負うものとします。
- (8) 荷送人が支払う義務を負うものとします。
- (9) 荷送人が支払う義務を負うものとします。
- (10) 荷送人が支払う義務を負うものとします。

第13条 (貨物の引渡し)

- 第13条 会社は、運送状に記載された場所、荷受人に貨物を引渡します。ただし、配達時、その場所が不在の場合又は直接荷受人に引渡しができない場合は、荷送人との特約が無い限り、代理人又は代理人とみなされる者（荷受人取扱窓口、管理人、家族、同居人、隣人又は荷受人の引継者等）が代理人として荷受人の引渡しの責任を負うものとします。

荷送人が、前項の規定する指図を求めたにもかかわらず、荷送人が貨物の引渡しを拒絶し、その結果発生した損害を賠償する責任を負うものとします。

- (1) 元払いの場合、荷送人が運賃料金を支払い、配達先の国の関税、税金（該当する場合）は荷受人が支払います。
- (2) 前項の規定にかかわらず、運賃料金を、関税等を請求する方法もあるものとします。ただし、事前の会社の承認を必要とします。
- (3) 荷送人または他の第三者が支払うこと、荷受人が支払う義務を負うものとします。
- (4) 会社が何らかの税金、関税又は課徴金を荷送人に請求するときは、荷送人がその全額を支払うこと、かつ会社が要求のあった金額を返すことを請求するものとします。
- (5) 荷送人が支払う義務を負うものとします。
- (6) 荷送人が支払う義務を負うものとします。
- (7) 荷送人が支払う義務を負うものとします。
- (8) 荷送人が支払う義務を負うものとします。
- (9) 荷送人が支払う義務を負うものとします。
- (10) 荷送人が支払う義務を負うものとします。

第16条 (留置権の行使)

- 第16条 会社は、運賃・料金、立替金、その他本約款に基づいて発生する全ての費用の回収のため、貨物に対し留置権を有するものとし、かかる費用の支払いがなされるまで、当該貨物の引渡しを拒絶できるといいます。

荷送人が、前項の規定する指図を求めたにもかかわらず、荷送人が貨物の引渡しを拒絶し、その結果発生した損害を賠償する責任を負うものとします。

- (1) 元払いの場合、荷送人が運賃料金を支払い、配達先の国の関税、税金（該当する場合）は荷受人が支払います。
- (2) 前項の規定にかかわらず、運賃料金を、関税等を請求する方法もあるものとします。ただし、事前の会社の承認を必要とします。
- (3) 荷送人または他の第三者が支払うこと、荷受人が支払う義務を負うものとします。
- (4) 会社が何らかの税金、関税又は課徴金を荷送人に請求するときは、荷送人がその全額を支払うこと、かつ会社が要求のあった金額を返すことを請求するものとします。
- (5) 荷送人が支払う義務を負うものとします。
- (6) 荷送人が支払う義務を負うものとします。
- (7) 荷送人が支払う義務を負うものとします。
- (8) 荷送人が支払う義務を負うものとします。
- (9) 荷送人が支払う義務を負うものとします。
- (10) 荷送人が支払う義務を負うものとします。

第26条 (約款の適用)

- 第26条 本約款の規定が、条約、法律、政府の規則、命令又は要求に反する場合に、その規定は、これらと抵触しない限り、適用されず、他の規定に優先するものとします。